

調剤券の見方、確認について

診療報酬請求の際には、調剤券の記載事項を、診療報酬明細書（レセプト）等に正確に転記してください。

一般的に保険証の内容と診療報酬明細書（レセプト）の記載内容が異なれば返戻となるように、被保護者の場合も、調剤券の内容と異なる場合、返戻対象となります。

調剤券の情報入力、提出された連絡票をもとに手作業で行っております。連絡票で請求された生活保護受給者（被保護者）の情報と調剤券の記載内容が相違する場合は、福祉事務所へご連絡ください。

〒 857-●●●●

佐世保市八幡町●●番地●●

生活保護法調剤券連名簿

令和7年7月23日
佐世保市福祉事務所長

単独券

受領書は翌月19日までに返送してください。

令和7年7月分

公費負担者番号：12421319

No.	受給者 番号	氏名 性・生年月日	居住地	有効期間	券種	本人 支払額	後保 社保 感染症 後保	処方箋発行医療機関 備考
1	12***31	カコ ユ 鹿ノ子 ゆり 女 S06.05.05	佐世保市高砂町●●番●●号 〇〇アパート●●●●号	24-31	調剤 単独			〇〇胃腸科
2	43***65	シナミ ユヒ 島波 夕陽 女 H16.01.05	佐世保市八幡町●●番●●号	1-20	調剤 単独			〇〇〇耳鼻咽喉科
3	43***65	シナミ ユヒ 島波 夕陽 女 H16.01.05	佐世保市八幡町●●番●●号	1-31	調剤 単独			〇〇総合病院(歯科)
4	76***88	ホツヂ ニシミ 本土 西美 男 S56.05.05	佐世保市島瀬町●●番●●号 ローボ〇〇〇●●号	1-31	調剤 単独	1,500	後保	〇〇クリニック

レセプト請求の際、受給者番号は正確に転記してください。

受給者番号は、処方箋発行医療機関が違っていても、受給者が同一人物の場合は、同じ番号になります。

令和7年7月24日～31日に行った調剤が、医療扶助の適用期間となります。

75歳以上の方であり、公費負担医療のみの場合は、レセプトの「特記事項」欄への記載が必要です。

医科、歯科の別にご注意ください。

受付、問診時に誤って伝えられる場合があります。処方箋の記載内容に誤りがある場合もありますので、必ずご確認いただき、レセプトへ正確に転記してください。性別は氏名で判断できない場合がありますのでご注意ください。

注意

本人支払額（一部負担金）は、被保護者が窓口で支払いをする額です。被保護者の収入状況によって額の変更があり、毎月必ず発生するわけではありませんので、必ずご確認ください。

地区担当者から連絡を受けた本人支払額と、調剤券に印字されている本人支払額が違う場合は、必ず福祉事務所へご連絡ください。本人支払額はレセプトに正確に転記してください。（本人支払額と請求額が同額で、請求額が0円になっても、必ずレセプト請求を行ってください。）

※ 社会保険等との併用となる場合、併用券として、単独券とは別紙で発行されます。

※ 同月、同一人物で、単独券と併用券の両方の受給者番号がある場合、または、券種が違う場合は、お手数ですが福祉事務所までお問い合わせください。

No.	受給者 番号	氏名 性・生年月日	居住地	有効期間	券種	本人 支払額	後保 社保 感染症 後保	処方箋発行医療機関 備考
1	15***73	イシノ タカ 鳥帽子 岳郎 男 S46.04.05	佐世保市鳥帽子町●●番地	1-31	外来 併用			〇〇クリニック
2	22***08	セブンガ マモ 泉福寺 豆子 女 S21.02.20	佐世保市春日町●●番地	1-31	外来 併用			結核等の公費適用がある場合

併用券

社会保険の種別

協会家族

感染症

※ 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）や特定医療費（指定難病）等10割公費負担と併用で他の診療等がある場合、医療券等は単独券となります。

調剤券の発行枚数（連番）です。

14***0

2 3

本件で承認した当月以外の請求は無効です。

（注）「意見書」欄で表示があるものは、意見書を同封しています。